

入 札 説 明 書

(京都舞鶴港「海の京都駅(仮称)」推進事業(単独)業務)

(平成30年6月8日付け公告分)

京都府港湾局

一般競争入札の実施に係る入札公告（平成30年6月8日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成30年6月8日（金）

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 京都府港湾局 港湾企画課調整担当

〒624-0945 舞鶴市字喜多 1105-1 舞鶴 21 ビル 7 階

電話番号 (0773) 7 5 - 0 1 9 2

ファクシミリ番号 (0773) 7 5 - 4 3 7 5

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称・業務番号

京都舞鶴港「海の京都駅(仮称)」推進事業(単独)業務
港湾30海京単第6500号の2の2

(2) 業務の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から平成30年8月31日まで

(4) 履行場所

舞鶴市字松陰（第2ふ頭）地内

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿」の「農業・土木用機械器具」または「物品(レンタル・リース)」に登録されている者。

(2) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する法人(以下「国、地方公共団体等」という。)が平成15年度以降に発注した同種のエアコン、冷風機等の設置業務等について、元請としての受託実績がある者。

(3) 次のア及びイのいずれにも該当しない者。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団

員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- イ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
- (4) 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成30年6月12日(火)から平成30年6月13日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 3に同じ

(3) 確認資料

次の書類を各一通、持参により提出すること。

ア 平成28・29・30年度 物品の製造の請負及び物品の買入関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 同種のエアコン、冷風機等の設置業務の受託実績調書(別紙様式2)及び証明する書類

(4) 確認通知

提出期間内に申請書を受け付けた後、一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を平成30年6月14日(木)に郵便により交付する。

(5) その他

申請書及び確認資料の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 配付資料等に関する質問回答

(1) 質問については、質疑書(別紙様式5)に要点を簡潔かつ明確に記載し、配付資料(申請

書等、入札説明書をいう。以下同じ。)に関する質問については、平成30年6月12日(火)正午までに、設計図書(仕様書等をいう。以下同じ。)に関する質問については、平成30年6月15日(金)正午までにファクシミリで3に記載の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答については、配付資料に関する質問は随時、設計図書に関する質問は、平成30年6月18日(月)に京都府港湾局のホームページに掲載する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 平成30年6月21日(木) 午前11時
イ 場 所 京都府舞鶴市字喜多 1105 番 1 舞鶴 21 ビル 8 階
804 会議室

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式3)は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式4)を提出しなければならない。さらに入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、京都府知事あてとし、開札日、業務名、業務番号及び入札書が在中している旨を朱書きした封筒に入れ密封し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは、入札を辞退することができる。ただし、無断で入札に参加しなかった場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 開札

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は1回限りとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

ウ 当初入札において不着又は辞退となった者、また、当初入札において無効又は失格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

エ 開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格・条件のない者の行った入札

イ 申請書又は確認資料を提出しなかった者の入札

ウ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入

札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、落札者の決定後7日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

11 契約書の作成の要否

要する。（別添契約書案により作成する。）

12 その他

(1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。